

本巣消防署自動販売機設置場所の貸付けに係る入札実施要領

本巣消防署に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって設置事業者を決定します。入札への参加を希望される方は、本要領を熟読の上、落札後の辞退や契約期間中の撤退などがないように十分検討し、入札に参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所、面積等

物件番号	所在地（施設名）	設置場所	貸付面積	設置台数
1	本巣市見延866番地1（本巣消防署）	本庁舎2階 西側	2.3㎡ 幅2.5m×奥行0.9m	1台

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分・転倒防止部分を含む。

※2 設置場所の詳細は「物件個別明細書」を参照すること。

(2) 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借のため契約更新はありません。

(3) 予定価格（最低賃貸借料）

131,054円（貸付期間中の賃貸借料の総額、税込み）

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 本巣市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年本巣市訓令甲第10号）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては本巣市内で事業を営んでいること。（同一法人で複数の支店又は営業所からの参加は出来ません。）
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係にある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更正手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア会社と子会社の関係にある場合

イ親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (8) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (9) 国税（消費税、地方消費税）及び市町村税の未納がないこと。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本巢市が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 賃貸借料

賃貸借料は、入札により決定した金額とします。

賃貸借料は、契約期間の年数に均等分割して、年度ごとに納付してください。ただし、1円未満の端数は初年度に含めます。

なお、経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができるものとします。

(3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を本巢市が指定する期限までに全額納入してください。なお、子メーターの有効期限等に注意し、計量に支障を来さないよう交換等の必要な措置を講じてください。

(4) 設置機器及び販売品目の条件について

別紙仕様書による

(5) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、賃貸借料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本巢市の指示に従うこと。

エ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。

(6) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 商品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、本巢市の指示に従うこと。

エ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

オ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は、安全面に問題ないか定期的に確認すること。

カ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本巢市に請求することができません。

4 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒501-0491 本巢市早野255番地

本巢市総務部総務課防災安全係 電話：058-323-5191（直通）

(2) 本要領及び関係資料の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月1日（月）までの毎日（閉庁日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

4の（1）に同じ。なお、本件入札公告を掲示した本巢市ホームページからダウンロードすることも可とします。

(3) 質問への回答

ア 質問書（様式第1号）を用いて4の（1）宛てに電子メール又はFAXで質問してください。電子メール又はFAXの送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

メールアドレス：soumu@city.motosu.lg.jp

FAX：058-323-1156

イ 受付期間

令和7年11月10日（月）から令和7年11月19日（水）午後5時まで

ウ 回答

令和7年11月26日（水）までにホームページにて回答書を掲載する。

(4) 入札参加申込みの方法

ア 入札に参加を希望する者は、次項に定める書類を提出しなければならない。

イ 提出書類（提出部数各1部）

提出書類	法人	個人
1 一般競争入札参加申込書（様式第2号）	○	○
2 身分証明書（写し可）	○※1	○
3 誓約書（様式第3号）	○	○
4 履歴事項全部証明書（写し可）	○	×
5 財務諸表（直近決算時1年分）	○※2	○※3
6 国税に未納の税額がないことの証明書（写し可）	○	○
7 市町村税に未納の税額がないことの証明書（写し可）	○	○
8 委任状（様式第4号）	○※4	×
9 設置する自動販売機のカatalog 各1通	○	○

2、4、6、7については、提出日より90日以内に発行されたものに限る。

※1 本店の場合は提出不要。支店等の場合は支店等の代表者のもの（登記事項証明書に支店等の代表者が明記されている場合は提出不要）

※2 貸借対照表及び損益計算書

※3 貸借対照表及び損益計算書又は確定申告書の写し、青色申告決算書、収支内訳書

※4 支店又は営業所のみ

ウ 受付期間 令和7年11月10日（月）から令和7年12月1日（月）まで
（閉庁日を除く）

エ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

オ 提出方法

4の（1）に直接提出または郵送（郵送の場合は書留に限る）

期限（令和7年12月1日（月）午後5時）までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。郵送の場合にあっては、期限までに4の（1）へ到達したものを有効とする。

(5) 参加資格審査

入札参加申込書 により参加資格審査を実施します。審査の結果、資格を有すると認められた応募者には、令和7年12月9日（火）までに参加資格確認書を発送します。

5 現地説明の場所及び日時

現地説明会は実施しません。現地の見学を希望する場合は、事前に4の（1）まで連絡を入れてください。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 入札の日時等

（1）日時・場所

日 時 : 令和7年12月15日（月）午前10時から

場 所 : 本巢市早野255番地

本巢市役所本庁舎3階大会議室

【注意事項】

入札会場への入退場に関しては職員の指示に従ってください。

（2）入札の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。入札は、上記開始時間を厳守しています。開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

また、一度会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。

（3）入札へは、申込者又は代理人が必ず出席してください。

入札会場への入室は1名とします。なお、代理人によって入札する場合は、委任状（様式第6）を作成の上、提出してください。ただし、1人で複数の代理を兼ねることはできません。

8 入札日の持参品等

（1）入札書（様式第5号）

（2）委任状（様式第6号）

入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は不要です。入札参加申込者以外の方が入札に参加される場合には委任状を持参してください。

（3）印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑を持参ください。

ただし、代理人が入札される場合には、申込者ご本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参ください。

（4）筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）

（5）身分証明書（ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの例：運転免許証）

（6）入札用定型封筒

9 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札参加者は、一般競争入札公告、本要領及び契約書（案）並びに賃借物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。
- (2) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。
- (3) 入札書には、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印（代理人の場合は、代理人の氏名及び代理人の印鑑）のうえ封かんし、入札者の氏名（代理人の場合は、代理人の氏名）を明記して、所定の入札箱に投函してください。
- (4) 入札用封筒

(表)

物件番号
入 札 書 在 中
氏名

(裏)

印	印	印
---	---	---

- (5) 入札書への金額の記入は、所定の欄に算用数字（0、1、2、3…）を使用し、頭に「〒」の文字を記入してください。なお、ケタ数には十分ご注意ください。
- (6) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回をすることができません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
 - ① 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。
 - ② 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
 - ③ 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
 - ④ 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
 - ⑤ 入札書の内容を訂正してあるとき。
 - ⑥ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
 - ⑦ 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
 - ⑧ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - ⑨ 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
 - ⑩ 前各号のほか、契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

10 入札金額

- (1) 入札金額は、1 (2) の賃貸借期間中の賃貸借料の総額を記入してください。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

1.1 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者にお知らせし、再度入札は行いません。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
- ①有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本巢市が定める最低入札価格（予定価格の110分の100に相当する金額）以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
- ②落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできません。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

1.2 入札結果

入札情報はすべて情報公開の対象となります。

1.3 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

1.4 契約の締結

- (1) 別紙市有財産賃貸借契約書（様式第7）により、落札後速やかに賃貸借契約を締結するものとします。
- 本件は賃貸借契約に該当するので、市へ提出する契約書には印紙税法に定める収入印紙を貼付してください。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 賃貸借契約は申込者名義で行います。
- (4) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者（2の(2)の「排除措置対象法人等」に該当するものをいう。以下同じ。）に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、契約を解

除の上、違約金を徴収する。

1 5 その他

本要領に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、本巢市契約規則、本巢市契約規則取扱要領、本巢市会計規則及びその他関係法令等の定めるところによります。

問い合わせ先	
〒501-0491 本巢市早野255番地 本巢市役所総務部総務課防災安全係	
TEL 058-323-5191 (直通)	FAX 058-323-1156
E-mail	soumu@city.motosu.lg.jp